

機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準を定める告示案に関する
パブリックコメントの募集結果

平成26年12月4日
国土交通省

1. 実施方法

- ①募集期間：平成26年10月28日（火）～平成26年11月26日（水）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-GOV）
- ③意見提出方法：電子メール、FAX 及び郵送

2. 意見提出件数

10件

3. ご意見の概要及び国土交通省の考え方

別紙のとおり

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
多段式駐車装置を用いて自動車を駐車階まで運搬し、各階の駐車室又は搬器上で人が乗降するような装置は、いずれの方式に分類されるのか。	今回の基準は、通常利用時において人が乗車しない状態で稼動する方式の装置を主として想定しています。したがって、ご提示頂いたような装置については、その特殊性に鑑み、国土交通大臣において個別に審査・認定を行うこととなります。
自動車用エレベーターについては、建築基準法と駐車場法で同等の安全性が確保されるべきである。	駐車場法では、路外駐車場の技術的基準について、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によることとしています。自動車用エレベーターの安全性については、既に建築基準法に基づく各種基準の適用があることから、駐車場法に基づく今回の基準では、路外駐車場として満たすべき構造・設備に関する基準のみ適用されることとなります。
装置の種類・用途に応じて駐車面積の換算を行う算定方式は、本来法律で想定していない事項であり、告示で「みなし」を行うことは不適當である。	機械式駐車場については、駐車場法に規定する「自動車の駐車のために供する部分」の範囲が必ずしも外形上明らかでない場合がある一方、今回の基準（告示）の適用にあたり、路外駐車場（駐車面積が500㎡以上）への該当性を客観的に判断する必要があることから、法の趣旨に照らし、装置の種類・用途に応じた算定方式を設定することで、上記規定の解釈・運用の明確化を図るものです。
駐車室等について必要な余裕を確保することとされているが、具体的な寸法が規定されておらず、また、余裕を確保することは当然のことであるため、本基準は不要である。	本基準は、装置内における自動車の入出庫の安全を確保するために必要な性能を規定したものです。駐車室等の具体的な寸法については、登録認証機関の認証基準において定められる予定です。
乗降室には歩行の障害となるような段差、突起物、隙間等がなくてはならないとされているが、具体的な障害要件が規定されておらず、また、通路に障害を設けないことは当然のことであるため、本基準は不要である。	本基準は、装置内における歩行の安全を確保するために必要な性能を規定したものです。具体的な障害要件（隙間の寸法等）については、登録認証機関の認証基準において定められる予定です。

<p>構造耐力上必要な強度その他の安全基準（第三章の各規定）については、適合性の判断基準を具体的に明示すべきである。</p>	<p>構造耐力上必要な強度その他の安全基準は、装置の安全機能を確保するために必要な性能を規定したものです。これらの基準への適合性を判断するための具体的な仕様、計算方法等については、登録認証機関の認証基準において定められる予定です。</p>
<p>操作盤付近へのモニター等の設置については、利用者の責任範囲の拡大や装置のコスト増加に繋がるおそれがあり、また、乗降室内の無人状態は各種センサーにより確保されるべきものであるため、本基準は不要である。</p>	<p>今回の基準では、各種センサーの設置を要求していますが、現状、センサーの検知範囲・能力には技術的制約（車両の内部、死角等）があり、閉じ込め事故を未然に防止するためには最終的に利用者自ら無人状態の確認を行う必要があることから、本基準はそのため確認手段を設けることを要求するものではありません（多重安全）。</p>
<p>出入口扉等に挟まれることのないよう、障害物を検知して自動的に動作を停止する装置を設けることとされているが、閉動作から開動作に反転することも許容されるべきである。</p>	<p>本基準は、障害物を検知した場合に出入口扉等の閉動作が停止する（継続しない）ことを要求するものであり、閉動作が一旦停止した後開動作に反転することも機能上許容されます。</p>
<p>乗降室には搬器の旋回等による危険が及ぶ領域又はその危険から回避できる領域を表示することとされているが、乗降室内の無人状態は他の安全基準（無人確認等）により確保されることから、本基準は不要である。</p>	<p>今回の基準では、無人確認手段やセンサー設置等により閉じ込め事故のリスク低減を図っていますが、技術的制約等から一定の残留リスクが存在することに鑑み、本基準は付加的な保護方策として、閉じ込められた場合に備えた退避場所の確保を要求するものではありません（多重安全）。</p>
<p>基準の特例として、この基準に依り難い特別の事情がある場合においては個別に国土交通大臣が認定することとされているが、この規定の濫用により恣意的な判断がされるおそれがあるのではないかと懸念がある。</p>	<p>今回の基準は、二段・多段方式、エレベーター方式等の一般的な方式の装置を主として想定したものであり、今後、科学技術の進歩等により新たな方式の装置が開発された場合など、その装置の特殊性に応じて個別に審査・認定を行う必要があることから、本規定（基準の特例）を設けたものです。 なお、国土交通大臣による個別の審査・認定にあたっては、ご指摘の趣旨を踏まえ、厳正な運用に十分留意して参りたいと考えております。</p>